

九州栄養福祉大学 学則（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 九州栄養福祉大学（以下「本学」という。）は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、建学の精神と教育理念に基づいて高等学校教育の基礎の上に広く知識を授けると共に人格の完成をはかり、専門知識技能を教授研究し人類社会の福祉に貢献する人材の養成を目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学部、学科、修業年限及び入学定員、収容定員

（学部、学科、入学定員、収容定員）

第3条 本学において設置する学部、学科及びその入学定員、収容定員は次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
食 物 栄 養 学 部	食物栄養学科	100人	10人	420人
	食環境データサイエンス学科	50人	—	200人
リハビリテーション学部	理学療法学科	80人	—	320人
	作業療法学科	40人	—	160人
こども教育学部	こども教育学科	50人	—	200人

（学部・学科の目的）

第4条 各学部・学科における人材養成並びに教育研究上の目的を以下の通り定める。

一 食物栄養学部

建学の精神に基づき、生命の源である食を通して福祉を実現するという使命感・方法意識のもと、実践的な食指導を行い、また食品の生産・流通を含む広範な食環境領域に対し大量のデータ収集・分析を行う専門家を養成し、「食の番人」として豊かな食生活と健康という観点から地域社会の持続的発展に寄与し得る人材を養成する。

(1) 食物栄養学科

本学教育への理解を基礎に、幅広い教養を涵養し、管理栄養士としての基本的知識・技術を修得させ、医療、介護、福祉、食品産業・流通分野などにおいて実践的な役割を果た

し得る専門的知識・技術に長けた管理栄養士を養成する。

(2) 食環境データサイエンス学科

食品の生産・流通・医療・福祉・環境に関する幅広い知識とこれらに関連する多量のデータ収集・分析能力を有し、食の課題について多角的なアプローチにより解決することのできるデータサイエンティストを養成する。

二 リハビリテーション学部

高度な医学的知識と技術を修得し、対象者の心身に寄り添いつつ的確なアプローチを行えることに加え、人々の健康で幸福な生活を守る健康生活の番人としての役割を果たせる理学療法士・作業療法士を養成する。

(1) 理学療法学科

人の動きやその機能を医学的に分析・考察しながら、運動を治療や指導の手段として活用する科学的な根拠をもとに、治療対象者一人ひとりに満足感を提供できる理学療法士を養成する。

(2) 作業療法学科

治療対象者のそばにいて、人との信頼関係を大切にしながら物理的・技術的・精神的な面において生活を支えることができる作業療法士を養成する。

三 こども教育学部

社会が大きく変動する中、主体的かつ柔軟に対応する力が求められていることから、建学の精神を基盤に、自ら考え、実践的に行動する力とその指導力を身に付け、地域社会における子育てや教育の中核となり得る教育者・保育者を育成する。

(1) こども教育学科

建学の精神を基盤とした豊かな人格形成とともに、変化の激しい現代社会における諸課題を主体的かつ柔軟に解決するための知識と指導力を有し、こどもたちのみならず、幅広い世代とこれらの力を共有することができる教育者・保育者を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学年限は8年を超えることはできない。但し、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、入学後の修業年数の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第6条 本学において開設する授業科目及び単位数は別表第1の通りとする。

第4章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第7条 履修の方法は次の通りとする。

- 一 卒業するためには4年以上在学し、必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- 二 基礎教養科目は必修単位を含めて24単位以上修得しなければならない。

(履修する科目の登録及び上限)

第8条 学生は、当該年度において履修する授業科目を開講の始めに登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。
- 3 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数については、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 4 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(単位修得の認定)

第9条 各授業科目に対する課程を修了した者には単位を与える。

第10条 単位修得の認定は試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第11条 試験は毎年2回とし、前期及び後期の終りに定期に行う。

但し、定期試験のほか随時に試験を行うことがある。

(再試験)

第12条 所定の単位を修得できない者に対しては再試験を行うことがある。

(追試験)

第13条 疾病、その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかつた者に対しては追試験を行うことがある。

(学修の評価)

第14条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可で表し、秀・優・良・可を合格とする。

(試験に関する細則)

第15条 試験に関する細部の規定は別に定める。

(単位の計算方法)

第 16 条 各授業科目に対する単位数は次の基準により計算する。

- 一 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- 三 実験・実習及び実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(教育内容等の改善)

第 17 条 本学に授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については別に定める。

(卒業の条件)

第 18 条 本学を卒業するために必要な授業科目及び単位数は別表第 1 の通りとする。

(資格の取得)

第 19 条 栄養士法第 2 条第 1 項の規定に基づく栄養士の免許を受けようとする者は、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ栄養士法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 20 条 栄養士法第 5 条の 3 の規定に基づく管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 食品衛生法第 30 条第 1 項の規定に基づく食品衛生監視員および第 48 条第 1 項並びに第 6 項の 3 の規定に基づく食品衛生管理者の任用資格を得るには、食物栄養学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 21 条 食物栄養学部食物栄養学科において、教育職員免許法別表第 2 の 2 の規定に基づく栄養教諭一種免許状を得るためには前条の規定によるほか、教育職員免許法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 こども教育学部こども教育学科において、教育職員免許法別表第 1 の規定に基づく幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭の一種免許状を得るためには、教育職員免許法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 こども教育学部こども教育学科において、保育士資格を得るためには、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 22 条 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号の規定に基づく理学療法士国家試験の受験資格を得るためには、理学療法学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ理学

療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

第 23 条 理学療法士及び作業療法士法第 12 条第 1 号の規定に基づく作業療法士国家試験の受験資格を得るためには、作業療法学科に在籍し、第 18 条に規定する卒業の条件を充足し、かつ理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 24 条 本学に 4 年以上在学し、第 18 条に定める単位を修得した者に対しては、学長は教授会の議を経て卒業を認定する。

第 25 条 本学を卒業した者に対しては、次の区分に従い学士の学位を授与する。

食物栄養学部	食物栄養学科	学士（食物栄養学）
	食環境データサイエンス学科	学士（食環境データサイエンス学）
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
こども教育学部	こども教育学科	学士（こども教育学）

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 26 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前の前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第5章 入学、退学、休学、転学、復学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

(入学の資格)

第30条 本学に入学し得る者は次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定）に合格した者
- 八 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第31条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については入学試験により選考を行う。

第33条 入学試験に関する細則は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第34条 第32条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の誓約書に入学金を添え指定

の期日迄に提出しなければならない。入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

- 2 理由なくして前項の手続きを怠った者は、入学を取り消すことがある。
- 3 納付した入学金は返還しない。

第 35 条 前条の誓約書に連署する保護者は親族又は縁故者で学生の在学中の一切の責任を負うものである。

(退 学)

第 36 条 退学を願う者は、その理由を記して保護者連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

但し、疾病のため退学しようとする場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(除 籍)

第 37 条 次の各号の 1 に該当する者は除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第 5 条に定める在学年限を超えた者
- 三 第 40 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

(復 籍)

第 38 条 前条第 1 号により除籍となった者が、復籍を願い出た時は、教授会の議を経て復籍することができる。但し、未納の学費を納付しなければならない。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(休 学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 ヶ月以上修学することのできない者は学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第 40 条 休学の期間は 1 年以内とする。但し、特別の事由のある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は在学期間に算入しない。
- 3 休学期間は通算して 4 年を超えることができない。

(復 学)

第 41 条 休学期間中に休学の事由がなくなった場合は学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第42条 退学した者が、1年以内に再入学を願い出た時は、学年始めにおいて選考の上、原学年に入学許可することがある。

(転学)

第43条 学生が他の大学に転学または受験しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第44条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、転入学を許可することがある。転入学を希望する者は現に在学する学長の承認書を提出しなければならない。

- 2 転入学の時期は学年の始めまたは、学期始めとし本人の既修の授業科目及び単位並びに在学年数については、その一部又は全部を本学において認定して今後履修すべき授業科目及び単位数並びに在学年数を決定する。

(編入学)

第45条 編入学を希望する者があるときは、選考の上教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。ただし、食物栄養学部食物栄養学科を除いては欠員が生じた場合に限る。

- 2 編入学の時期及び履修すべき授業科目、単位、在学年数については別に定める。

第6章 授業料その他の学費

(授業料その他の納付金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料等は別表第2の通りとする。

- 2 授業料等は前・後期2期分納とする。但し、申出によってさらに分割納入を認めることがある。
- 3 編入学した者の授業料等については、編入した当該学年の授業料等の額とする。
- 4 東筑紫短期大学から編入した者の入学金については、編入学した当該学年の額を適用し、これを半額免除する。

(授業料その他の納付金の納入時期)

第47条 学生は所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

- | | | |
|------|---------|----------|
| 一 前期 | 4月1日から | 4月20日まで |
| 二 後期 | 10月1日から | 10月20日まで |

(復学等の場合の授業料)

第48条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月の属する期の授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年途中で卒業する場合の授業料)

第 49 条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月の属する期の授業料等を納付するものとする。

(休学の場合の授業料)

第 50 条 授業料等は休学の場合は免除する。但し、休学を許可され又は命ぜられた者については、休学の始まる前日及び休学の終わった翌日の属する期の学費は納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 51 条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料その他の学費の不還付)

第 52 条 一旦納めた検定料、入学金及び授業料等はいかなる理由によるも返付しない。

(授業料等減免)

第 53 条 成績優秀な者であつてやむを得ない事情により学資の支弁困難な者に対しては教授会の議を経て授業料等を免除あるいは貸与することがある。これらの場合に関する細部の規定はこれを別に定める。

(社会人及び外国人留学生等の授業料)

第 54 条 社会人、外国人留学生、研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生の検定料及び授業料等については別に定める。

第 7 章 職 員 組 織

(職 員)

第 55 条 本学には学長、学長補佐、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、本学教育事業及び事務を総括主宰するとともに、すべての校務をつかさどり、所属の教職員を統督する。

(職員の職務)

第 56 条 職員の職務に関しては学校教育法その他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

第8章 教授会に関する事項

(教授会)

第57条 本学に教授会を置く。但し、学長が、必要と認めるときは、学部教授会を開くことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、学長、学長補佐及び当該学部に所属する教授をもって組織する。

- 2 教授会は、学長が必要と認めるときは、准教授、講師及び助教、その他専門性を有する職員を加えて、第61条に規定する事項について、審議することができる。

(教授会の招集)

第59条 教授会は学長がこれを招集する。但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は学長補佐がこれに代って招集することがある。

- 2 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。
- 3 学長は教授会の議長となる。但し、学長にやむを得ざる支障ある場合は学長補佐が代行する。

(教授会の開催)

第60条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第61条 教授会の審議すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 学位の授与
- 二 学則及びその他学内規則の制定・改廃に関する事項
- 三 教育課程及び授業に関する事項
- 四 入学試験に関する事項
- 五 学生の試験並びに課程修了に関する事項
- 六 学生の入学、成績考査及び卒業に関する事項
- 七 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- 八 教員の教育研究及び教育研究業績の審査等に関する事項

但し、資格審査に関する教育研究業績等の審査に関しては、「九州栄養福祉大学教員選考規程」に基づくものとする。

- 九 自己点検・評価に関する事項

- 2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則の委任)

第62条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

第9章 図書館その他附属施設

(図書館)

第63条 本学に図書館を設ける。図書館に関する規定は別に定める。

(附属研究所)

第64条 本学に附属研究所を設ける。附属研究所に関する規定は別に定める。

第10章 研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生

(研究生)

第65条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で特に本学で研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第66条 本学の授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第67条 本学において、他の大学又は短期大学との単位互換協定により前条の規定による学生の履修を許可する場合は特別聴講学生として取り扱う。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第68条 公共団体その他の機関から本学の特定の授業科目につき学修を委託された者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

- 2 前項で履修を許可された委託生に対し単位を与えることができる。
- 3 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第69条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 学年、学期及び休業日並びに授業日数

(学 年)

第70条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第71条 学年は次の2学期に分ける。

前 期	4月1日より	9月20日まで
後 期	9月21日より	3月31日まで

(休 業 日)

第72条 休業日は次の通りとする。

日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日	3月	3日
春 季 休 業	4月	1日から 4月 5日まで
夏 季 休 業	8月	13日から 9月 12日まで
冬 季 休 業	12月	25日から 翌年1月7日まで

- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授 業 期 間)

第73条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第13章 賞 罰

(表 彰)

第74条 学生として表彰に値する行為があった者に対しては、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

(懲 戒)

第75条 本学の規則等に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第76条 退学は次の各号の1に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の事由がなくて出席が常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 学生寮

(学生寮)

第77条 本学に学生寮を設ける。

第78条 学生寮には寮監その他の職員を置く。

第79条 学生寮に関する細部の規定は別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第80条 学校教育法第107条に基づき、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することがある。

附 則

- 1 本学則は令和7年4月1日から之を施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生については旧学則による。

別表第1

食物栄養学部 食物栄養学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基 礎 教 養 科 目	本学教育への理解				初年次教育含む
	建学の思想	2		2	
	キャリアガイダンスⅠ	2	2		
	キャリアガイダンスⅡ	2	2		
	食と哲学	2	2		
	倫理学	2	2		
	食と福祉	2		2	
	栄養士のための農園演習	1		1	
	人間と文化への理解				
	文 学	2		2	
	文章校正と編集	2		2	
	人間関係の心理	2		2	
	人間と社会への理解				
	日本国憲法	2		2	
	栄養士の法制度論	2		2	
	食と経済	2		2	
	生活とマスコミ	2		2	
	人間と科学への理解				
	基礎生物学	2		2	
	食物と薬	2		2	
	基礎化学	2		2	
	化 学	2	2		
	生命と科学	2		2	
	基礎統計学	2	2		
	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
	コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
	語学と国際社会への理解				
	実用英語の基礎Ⅰ	1	2	2	
実用英語の基礎Ⅱ	1				
語学の理解	2				
実用英語Ⅰ	1		1		
実用英語Ⅱ	1		1		
フランス語の基礎	1		1		
料理とフランス語	1		1		
中国語の基礎	1		1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基礎 教養 科目	語学と国際社会への理解				
	料理と中国語	1		1	
	国際理解のための基礎英語	2		2	
	国際理解（海外研修）	2		2	
	健康と運動への理解				
	健康スポーツ科学Ⅰ	2	2		
	健康スポーツ科学Ⅱ	2		2	
スポーツ栄養学	2		2		
基礎教養科目 24 単位以上必修					
専 門 教 育 科 目	管理栄養士基本科目				
	社会・環境と健康				
	健康管理概論	2		2	
	公衆衛生学Ⅰ	2	2		
	公衆衛生学Ⅱ	2		2	
	社会福祉論	2	2		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち				
	解剖生理学Ⅰ	2	2		
	解剖生理学Ⅱ	2	2		
	生化学Ⅰ	2	2		
	生化学Ⅱ	2	2		
	病態生理学	2	2		
	疾病の成り立ちと病態	2	2		
	運動生理学	2	2		
	微生物学	2	2		
	生化学実験	1	1		
	解剖生理学実習	1	1		
	解剖生理学実験	1	1		
	食べ物と健康				
	食品学総論	2	2		
	食品衛生学	2	2		
	食品加工学	2	2		
	調理学	2	2		
食品学実験Ⅰ	1	1			
食品学実験Ⅱ	1	1			
食品加工学実習	1	1			
食品衛生学実験	1	1			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 分 野	食べ物と健康	調理学実習Ⅰ	1	1	
		調理学実習Ⅱ	1	1	
		調理学実習Ⅲ	1	1	
		基礎栄養学			
		基礎栄養学	2	2	
		基礎栄養学実験	1	1	
	応用栄養学				
		応用栄養学Ⅰ	2	2	
		応用栄養学Ⅱ	2	2	
		応用栄養学Ⅲ	2		2
		応用栄養学実習	1	1	
	栄養教育論				
		栄養教育論Ⅰ	2	2	
		栄養教育論Ⅱ	2	2	
		栄養教育論Ⅲ	2		2
		栄養教育論実習Ⅰ	1	1	
		栄養教育論実習Ⅱ	1	1	
	臨床栄養学				
		臨床栄養学Ⅰ	2	2	
		臨床栄養学Ⅱ	2	2	
		臨床栄養学Ⅲ	2		2
		食物とアレルギー	2	2	
		臨床栄養学実習Ⅰ	1	1	
		臨床栄養学実習Ⅱ	1	1	
	公衆栄養学				
		公衆栄養学Ⅰ	2	2	
		公衆栄養学Ⅱ	2	2	
		公衆栄養学実習	1	1	
	給食経営管理論				
		給食管理	2	2	
	給食経営管理論	2	2		
	給食管理実習	1	1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 分 野	総合演習					
	食健康センター活動（演習）	1		1		
	臨地実習指導（演習）	1		1		
	臨地実習					
	臨地実習Ⅰ	2		2		
	臨地実習Ⅱ	1		1		
	臨地実習Ⅲ	1	1			
	専門基礎科目					
	栄養カウンセリング	2		2		
	栄養情報処理演習Ⅰ	1	1			
	栄養情報処理演習Ⅱ	1	1			
	食品学各論	2	2			
	食品基礎実験	1	1			
	有機化学	2	2			
	福祉分野					
	栄養福祉論	2	2			
	社会福祉援助技術	2	2	7		
	高齢者心理学	2				
	育児と栄養	2				
	リハビリテーション概論	2				
	食事介助実習（学外）	1				
実践栄養分野						
料理特別実習Ⅰ	1	1	2			
料理特別実習Ⅱ	1					
料理特別実習Ⅲ	1					
管理栄養士演習ⅠA	2	2				
管理栄養士演習ⅠB	2	2				
管理栄養士演習Ⅱ	2		2			
運動処方論	2	2				
食と健康分野						
食品機能論	2	2	8			
栄養薬理学Ⅰ	2					
栄養薬理学Ⅱ	2					
栄養士のための薬膳	2					
細菌性食中毒学	2					
専 門 基 礎 科 目						
教 育 科 目					福祉施設	

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 科 目	食品産業・流通分野				
	食品バイオテクノロジー	2		2	
	食卓デザイン論	2		2	
	食品の官能評価・鑑別演習	2		2	
	食品流通論	2		2	
	卒業研究				
	キャリアデザイン	2	2		
	専門ゼミナール	2	2		
	卒業論文	2		2	
	専門教育科目 100 単位以上必修				
卒業単位 124 単位以上必修					
教職に関する専門教育科目					
	児童・生徒の栄養指導Ⅰ	2		2	
	児童・生徒の栄養指導Ⅱ	2		2	
	教育原理	2		2	
	教職概論	2		2	
	教育制度論	1		1	
	教育心理学	2		2	
	特別支援教育概論	1		1	
	教育課程論	1		1	
	道德教育の理論と方法	1		1	
	総合的な学習と特別活動	1		1	
	教育方法論	1		1	
	生徒指導の理論と方法	2		2	
	教育相談（カウンセリング含む）	2		2	
	栄養教育実習	1		1	
	栄養教育実習事前・事後指導	1		1	
	教職実践演習（栄養教諭）	2		2	

食物栄養学部 食環境データサイエンス学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基 礎 教 養 科 目	本学教育への理解				初年次教育含む
	キャリアガイダンスⅠ	1	1		
	キャリアガイダンスⅡ	1	1		
	キャリアガイダンスⅢ	1	1		
	キャリアガイダンスⅣ	1	1		
	食環境データサイエンス概論	2	2		
	食環境イノベーションデザイン	2	2		
	農園演習	1		1	
	人間と文化・社会・化学への理解				
	食と経済	2		2	
	人間関係の心理	2		2	
	基礎生物学	2		2	
	基礎化学	2		2	
	化 学	2	2		
	リハビリテーション概論	2		2	
	コンピュータリテラシー	1	1		
	AI・データサイエンス入門	1	1		
	語学と国際社会への理解				
	実用英語の基礎Ⅰ	1	1		
	実用英語の基礎Ⅱ	1	1		
	実用英語	1		1	
	国際理解（海外研修）	2		2	
	健康と運動への理解				
	健康スポーツ科学Ⅰ	1	1		
健康スポーツ科学Ⅱ	1	1			
健康スポーツ科学Ⅲ	1		1		
健康スポーツ科学Ⅳ	1		1		
基礎教養科目 24 単位以上必修					

授業科目		開講 単位数	必修 単位数	選択 単位数	備考	
専 門 教 育 科 目	食と健康科目	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち				
		解剖生理学	2		2	
		生化学	2	2		
		疾病の成り立ちと病態	2		2	
		運動生理学	2		2	
		食品分子機能学	2	2		
		微生物学	2	2		
		食べ物と健康				
		食品学総論	2	2		
		食品衛生学	2	2		
		食品加工学	2	2		
		栄養学				
	基礎栄養学	2	2			
	応用栄養学	2		2		
	臨床栄養学	2		2		
	公衆栄養学	2		2		
	スポーツ栄養学	2		2		
	データサイエンス科目	数学基礎科目				
		微積分学基礎	2	2		
		データサイエンスのための微積分学	2	2		
		線形代数基礎	2	2		
		データサイエンスのための線形代数	2	2		
		確率統計学基礎	2	2		
		データサイエンスのための確率統計学	2	2		
		データサイエンスのための応用数学	2	2		
		コンピュータシステム科目				
		プログラミング基礎	2	2		
プログラミング演習		1	1			
情報ネットワーク		2	2			
データベース入門		2	2			
センシングと信号処理		2	2			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 教 育 科 目	データサイエンス科目	データサイエンス基礎科目				
		機械学習基礎	2	2		
		機械学習演習	1	1		
		データ解析基礎	2	2		
		データ解析演習	1	1		
		ニューラルネット基礎	2	2		
		ニューラルネット演習	1	1		
		データサイエンス実践科目				
		マルチモーダル AI 技術と応用	2		2	
		データ駆動型意思決定と可視化	2		2	
		食農健康データサイエンス	2	2		
		先端 AI 論	2	2		
		フードウェルネスデータサイエンス	2	2		
		バイオインフォマティクス	2	2		
		先端ロボティクス論	2	2		
		社会とデータサイエンス				
		マーケティングとデータサイエンス	2	2		
		マネジメントとデータサイエンス	2	2		
	人間と AI	2	2			
	食環境マネジメント科目					
	マーケティング論	2		2		
	マーケティングリサーチ	2		2		
	流通システム論	2		2		
	消費者行動論	2		2		
	サプライチェーンマネジメント学	2	2			
	アグリビジネスマネジメント学	2	2			
	食環境地域連携演習	1		1		
インターンシップ	1		1			
アントレプレナー論	2	2				
アントレプレナー演習	1	1				
卒業研究						
データサイエンス基礎演習	1	1				
データサイエンス実践演習	1	1				
卒業研究	8	8				
専門教育科目 100 単位以上必修						
卒業単位 124 単位以上必修						

リハビリテーション学部 理学療法学科

授業科目		開講 単位数	必修 単位数	選択 単位数	備考
基礎 教養 科目 ／ 科学的 思考の 基礎・ 人間と 生活・ 社会の 理解	本学教育への理解				初年次教育含む 初年次教育含む
	キャリア教育	2	2		
	スタートアップ教育Ⅰ	1	1		
	スタートアップ教育Ⅱ	1	1		
	健康と栄養	2	2	2	
	北九州市のノーマライゼーション	2			
	食と農園	1		1	
	人間と文化・社会への理解				4 4
	医療人のための教育学Ⅰ	2	2		
	社会福祉と地域ケア	2	2		
	医学倫理学	2	2		
	基礎心理学	2	4	4	
	医療人のための教育学Ⅱ	2			
	医療人のための哲学	2			
	医療人のための法学	2			
	人間と科学への理解				2 6
	基礎生物学	2	2	6	
	基礎物理学	2			
	基礎化学	2			
	医療人のための科学	2			
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	1	1		
	健康スポーツ科学	1	1		
	語学と国際社会への理解				1 4
実用英語の基礎Ⅰ	1	1			
英会話Ⅰ	1	1			
実用英語の基礎Ⅱ	1	1	4		
英会話Ⅱ	1				
フランス語の基礎	1				
中国語の基礎	1				
韓国語の基礎	1				
基礎教養科目 24 単位以上必修					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能及び心身の発達				
	解剖学Ⅰ	2	2		
	解剖学Ⅱ	2	2		
	生理学Ⅰ	2	2		
	生理学Ⅱ	2	2		
	解剖生理学総合実習	1	1		
	運動学Ⅰ	2	2		
	運動学Ⅱ	2	2		
	人間発達学	2	2		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進				
	病理学	2	2		
	臨床心理学	2	2		
	小児科学	2	2		
	内科学	2	2		
	整形外科学	2	2		
	神経内科学	2	2		
	精神医学Ⅰ	2	2		
	臨床医学とリハビリテーション	2	2		
	リハビリテーション栄養学	2	2		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念				
	リハビリテーション概論	2	2		
地域保健学	2	2			
臨床統計	1	1			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 科 目	基礎理学療法学				
	理学療法学概論	2	2		初年次教育含む
	理学療法ゼミナールⅠ	1	1		
	理学療法ゼミナールⅡ	1	1		
	理学療法ゼミナールⅢ	1	1		
	理学療法基礎演習	1	1	2	
	理学療法総合研究	2			
	理学療法研究法演習	1	1		
	理学療法管理学				
	理学療法管理学	2	2		
	理学療法評価学				
	理学療法評価学Ⅰ	2	2		
	理学療法評価学Ⅱ	1	1		
	理学療法評価学Ⅲ	1	1		
	理学療法評価学統合演習Ⅰ	1	1		
	理学療法評価学統合演習Ⅱ	1	1		
	動作分析演習Ⅰ	1	1		
	動作分析演習Ⅱ	1	1		
	理学療法治療学				
	運動療法学概論	2	2		
	運動療法学演習	1	1		
	物理療法Ⅰ	1	1		
	物理療法Ⅱ	1	1		
	義肢装具学	2	2		
	高次脳機能理学療法	1	1		
	中枢神経疾患理学療法Ⅰ	1	1		
	骨・関節疾患理学療法Ⅰ	1	1		
	神経・筋疾患理学療法	1	1		
	内部疾患理学療法Ⅰ	1	1		
	小児理学療法Ⅰ	1	1		
	義肢装具学演習	1	1		
	中枢神経疾患理学療法Ⅱ	1	1		
	骨・関節疾患理学療法Ⅱ	1	1		
内部疾患理学療法Ⅱ	1	1			
小児理学療法Ⅱ	1	1			
日常生活活動演習	1	1			
理学療法総合演習Ⅰ	1	1			
理学療法総合演習Ⅱ	1	1			
高齢期理学療法学	2	2			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 科 目	スポーツ系理学療法	1	2	3		
	パラスポーツ	1				
	先端医療と理学療法	1				
	性差医療と理学療法	1				
	予防理学療法	1				
	地域理学療法学					
	生活環境論	2	2			
	地域理学療法学	2	2			
	臨床実習					
	臨床実習Ⅰ	1	1			
	臨床実習Ⅱ	4	4			
	臨床実習Ⅲ	7	7			
	臨床実習Ⅳ	7	7			
	臨床実習Ⅴ	1	1			
	専門教育科目 104 単位以上必修					
卒業単位 128 単位以上必修						
資格取得に関する科目						
園芸概論	2		2			
園芸療法の基礎	2		2			
園芸療法実習	2		2			
ガーデニング	1		1			

リハビリテーション学部 作業療法学科

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
基礎 教養 科目 ／ 科学 的 思考 の 基 盤 ・ 人 間 と 生 活 ・ 社会 の 理 解	本学教育への理解				初年次教育含む 初年次教育含む
	キャリア教育	2	2		
	スタートアップ教育Ⅰ	1	1		
	スタートアップ教育Ⅱ	1	1		
	健康と栄養	2	2	2	
	北九州市のノーマライゼーション	2			
	食と農園	1		1	
	人間と文化・社会への理解				4
	医療人のための教育学Ⅰ	2	2		
	社会福祉と地域ケア	2	2		
	医学倫理学	2	2		
	基礎心理学	2	4	4	
	医療人のための教育学Ⅱ	2			
	医療人のための哲学	2			
	医療人のための法学	2			
	人間と科学への理解				6
	基礎生物学	2	2	6	
	基礎物理学	2			
	基礎化学	2			
	医療人のための科学	2			
	情報処理演習Ⅰ	1	1		
	情報処理演習Ⅱ	1	1		
	健康スポーツ科学	1	1		
	語学と国際社会への理解				4
実用英語の基礎Ⅰ	1	1			
英会話Ⅰ	1	1			
実用英語の基礎Ⅱ	1	1	4		
英会話Ⅱ	1				
フランス語の基礎	1				
中国語の基礎	1				
韓国語の基礎	1				
基礎教養科目 24 単位以上必修					

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能及び心身の発達				
	解剖学Ⅰ	2	2		
	解剖学Ⅱ	2	2		
	生理学Ⅰ	2	2		
	生理学Ⅱ	2	2		
	解剖生理学総合実習	1	1		
	運動学Ⅰ	2	2		
	運動学Ⅱ	2	2		
	人間発達学	2	2		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進				
	病理学	2	2		
	臨床心理学	2	2		
	小児科学	2	2		
	内科学	2	2		
	整形外科学	2	2		
	神経内科学	2	2		
	精神医学Ⅰ	2	2		
	精神医学Ⅱ	2	2		
	臨床医学とリハビリテーション	2	2		
	リハビリテーション栄養学	2	2		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念				
リハビリテーション概論	2	2			
地域保健学	2	2			
	臨床統計	1	1		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 科 目	基礎作業療法学				初年次教育含む
	作業療法学概論	2	2		
	基礎作業演習Ⅰ	1	1		
	基礎作業演習Ⅱ	1	1		
	基礎作業実習	1	1		
	作業療法ゼミナールⅠ	1	1		
	作業療法ゼミナールⅡ	1	1		
	作業療法管理学				
	作業療法管理学	2	2		
	作業療法評価学				
	作業療法評価学	2	2		
	身体機能作業療法評価演習Ⅰ	1	1		
	身体機能作業療法評価演習Ⅱ	1	1		
	精神機能作業療法評価演習	1	1		
	高次脳機能作業療法評価演習	1	1		
	発達期作業療法評価演習	1	1		
	生活機能評価	1	1		
	作業療法治療学				
	運動器疾患作業療法学	2	2		
	中枢神経疾患作業療法学	2	2		
	内部疾患作業療法学	2	2		
	精神疾患作業療法学Ⅰ	2	2		
	精神疾患作業療法学Ⅱ	2	2		
	発達期作業療法演習Ⅰ	1	1		
	発達期作業療法演習Ⅱ	1	1		
	義肢装具学	2	2		
	高次脳機能作業療法演習	1	1		
高齢期作業療法演習	1	1			
日常生活活動支援	1	1			
生活支援工学	2	2			
作業療法研究法	1	1			
臨床作業療法演習	1	1			
作業療法基礎演習	1	1			
作業療法専門演習	1	1			

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
専 門 科 目	手の機能と ICT	1	1	6		
	地域精神保健作業療法演習	1				
	認知症ケア支援	1				
	パラスポーツ	1				
	福祉住環境演習	1				
	作業療法総合研究	2				
	地域作業療法学					
	地域作業療法学	2	2			
	地域マネジメント演習	1	1			
	職業関連支援					
	職業関連支援	1	1			
	臨床実習					
	臨床実習Ⅰ	2	2			
	臨床実習Ⅱ	4	4			
	臨床実習Ⅲ	8	8			
	臨床実習Ⅳ	8	8			
	臨床実習Ⅴ	1	1			
	専門教育科目 108 単位以上必修					
卒業単位 132 単位以上必修						
資格取得に関する科目						
園芸概論	2		2			
園芸療法の基礎	2		2			
園芸療法実習	2		2			
ガーデニング	1		1			

こども教育学部 こども教育学科 【以下の凡例にならい色分け】

- ①教職課程並びに免許法施行規則第 66 条の 6 に係る科目（下線）。
- ②幼一種免：免許法施行規則に定める領域及び保育内容の指導法に関する科目（黄枠）
- ③小一種免：免許法施行規則に定める教科及び教科の指導法に関する科目（橙枠）
- ④特支一種免：免許法施行規則に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（緑枠）
- ⑤教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、大学が独自に設定する科目、教育実践等に関する科目（灰枠）
- ⑥学則、履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める上記の教職専門教育科目に該当しない科目（桃枠：保育士資格科目）

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
本学教育への理解				
キャリア研究Ⅰ	1	1		初年次教育含む
キャリア研究Ⅱ	1	1		
建学の精神と健康生活	2	2		
人権教育概論	2	2		
農園演習	1	1		
社会科学				
<u>日本国憲法</u>	<u>2</u>		<u>2</u>	
society5.0 の世界	2		2	
消費者行動論	2		2	
人文科学				
美術	2		2	
中国語の基礎	1		1	
<u>英語Ⅰ</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
<u>英語Ⅱ</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
国際理解（海外研修）	2		2	
自然科学				
エネルギー代謝学	2		2	
統計学	2		2	
バイオサイエンス	2		2	
化学	2		2	
<u>コンピュータリテラシーⅠ</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
<u>コンピュータリテラシーⅡ</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
AI・データサイエンス入門	1		1	
デジタルメディアリテラシー	2		2	
<u>健康スポーツ科学Ⅰ</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
<u>健康スポーツ科学Ⅱ</u>	<u>1</u>		<u>1</u>	
基礎教養科目 24 単位以上必修				

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域・教科に関する専門的事項・特別支援教の基礎理論に関する科目			
	健康	2		2
	人間関係	2		2
	環境	2		2
	言葉	2		2
	表現	2		2
	領域のねらい	2		2
	こどもの表現（総合劇演習）	1		1
	国語科教育論	2		2
	社会科教育論	2		2
	算数科教育論	2		2
	理科教育論	2		2
	生活科教育概論	2		2
	音楽教育理論	2		2
	造形の理論	2		2
	家庭科教育論	2		2
	体育	2		2
	英語科教育概論	2		2
	障がいと教育	2	2	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）		
健康の指導法		1		1
環境の指導法		1		1
人間関係の指導法		1		1
言葉の指導法		1		1
表現の指導法		1		1
領域の指導法		1		1
国語科指導法		1		1
社会科指導法		1		1
算数科指導法		1		1
理科指導法		1		1
生活科指導法		1		1
音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ		1		1
音楽教育基礎（ピアノ）Ⅱ		1		1
音楽教育基礎（ピアノ）Ⅲ		1		1
音楽教育基礎（ピアノ）Ⅳ		1		1
音楽教育応用（わらべうた）		1		1
音楽教育応用（様々な楽器）		1		1

授 業 科 目	開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）			
	こどもの造形Ⅰ	1		1
	こどもの造形Ⅱ	1		1
	こどもの造形Ⅲ	1		1
	家庭科指導法	1		1
	こどもの食と栄養Ⅰ	1		1
	こどもの食と栄養Ⅱ	1		1
	体育科教育実践法Ⅰ	1		1
	体育科教育実践法Ⅱ	1		1
	英語科指導法	1		1
専門教育科目	特別支援教育領域に関する科目			
	知的障害児の心理・生理・病理	2		2
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2		2
	病弱児の心理・生理・病理	2		2
	知的障害児教育	2		2
	知的障害児指導法	2		2
	肢体不自由児教育	2		2
	肢体不自由児指導法	2		2
病弱児教育	2		2	
専門教育科目	教育の基礎的理解に関する科目			
	教育原理	2	2	
	教職概論	2	2	
	学校運営と制度	2	2	
	教育心理学	2	2	
	特別支援教育概論	2	2	
	教育課程・保育計画	2		2
	初等科課程編成論	2		2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
	幼児の理解と教育相談	2		2
	こどもの理解と教育相談	2	2	
	道徳教育の理論と方法	2	2	
	総合的な学習の時間	2	2	
	特別活動指導論	2	2	
	教育方法論	2		2
ICTを活用した授業構築	2		2	
児童・生徒の生活と進路指導	2	2		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 科 目	教育実践に関する科目				
	幼稚園教育実習Ⅰ	1		1	
	幼稚園教育実習Ⅱ	3		3	
	幼稚園教育実習事前・事後指導	1		1	
	小学校教育実習	4		4	
	小学校実習事前・事後指導	1		1	
	特別支援学校教育実習	2		2	
	特別支援学校教育実習事前・事後指導	1		1	
	保育・教職実践演習(保幼小)	2		2	
	大学が独自に開設する科目				
	ボディパーカッション教育Ⅰ	1		1	
	ボディパーカッション教育Ⅱ	1		1	
	保幼小連携論	2	2		
	地域と学校	2		2	
	現代教員論	2		2	
	教育社会学	2		2	
	学級経営論Ⅰ	2		2	
	学級経営論Ⅱ	1		1	
	生活の中のジェンダー	2		2	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目				
	視覚障害児教育総論	2		2	
聴覚障害児教育総論	2		2		
発達障害児教育総論	2		2		

授 業 科 目		開 講 単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
専 門 教 育 科 目	保育の本質・目的に関する科目				
	保育原理	2		2	
	こども家庭福祉	2		2	
	社会福祉	2		2	
	こども家庭支援論	2		2	
	こども家庭福祉演習Ⅰ	1		1	
	こども家庭福祉演習Ⅱ	1		1	
	社会的養護Ⅰ	2		2	
	保育の対象の理解に関する科目				
	こども家庭支援の心理学	2		2	
	こどもの保健	2		2	
	発達心理学	2		2	
	保育の内容・方法に関する科目				
	乳児保育Ⅰ	2		2	
	乳児保育Ⅱ	1		1	
	こどもの健康と安全	1		1	
	障害児保育Ⅰ	1		1	
	障害児保育Ⅱ	1		1	
	社会的養護Ⅱ	1		1	
	子育て支援	1	1		
	保育指導論	2		2	
	保育実習				
	保育実習ⅠA（保育所）	2		2	
	保育実習ⅠB（施設）	2		2	
	保育実習指導Ⅰ	2		2	
	保育実習Ⅱ（保育所）	2		2	
	保育実習Ⅲ（施設）				
	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1		1	
保育実習指導Ⅲ（施設）					
ゼ ミ ナ ー ル	プレゼミナール	1	1		
	ゼミナールⅠ	1	1		
	ゼミナールⅡ	1	1		
	卒業研究Ⅰ	2	2		
	卒業研究Ⅱ	2	2		
専門教育科目 100 単位以上必修					
卒業単位 124 単位以上必修					

別表第2 検定料、入学金、授業料、施設費等 (単位：円)

1. 検定料

検定料	30,000	出願時に納付
検定料 (大学入学共通テスト利用入学試験)	15,000	出願時に納付

2. 授業料等

学部	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
食物栄養学部 食物栄養学科	入学金	230,000				入学合格時に納付
	授業料	680,000	680,000	680,000	680,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	教育充実費	220,000	220,000	220,000	220,000	前、後期二期分納
	実験実習料	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,330,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	

学部	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
食物栄養学部 食環境データサイエンス学科	入学金	230,000				入学合格時に納付
	授業料	960,000	960,000	960,000	960,000	前、後期二期分納
	教育充実費	160,000	160,000	160,000	160,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,450,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	

学部	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
リハビリテーション学部	入学金	230,000				入学合格時に納付
	授業料	960,000	960,000	960,000	960,000	前、後期二期分納
	教育充実費	160,000	160,000	160,000	160,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,450,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	

学部	区分	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
こども教育学部	入学金	230,000				入学合格時に納付
	授業料	680,000	680,000	680,000	680,000	前、後期二期分納
	施設設備資金	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	教育充実費	220,000	220,000	220,000	220,000	前、後期二期分納
	実験実習料	100,000	100,000	100,000	100,000	前、後期二期分納
	計	1,330,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	

九州栄養福祉大学 履修規程

1. 授 業 科 目

第1条 授業科目は大きく分けて次のとおりである。

【食物栄養学部】

(1) 基礎教養科目

<食物栄養学科>

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ④ 人間と科学への理解 |
| ② 人間と文化への理解 | ⑤ 語学と国際社会への理解 |
| ③ 人間と社会への理解 | ⑥ 健康と運動への理解 |

<食環境データサイエンス学科>

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ③ 語学と国際社会への理解 |
| ② 人間と文化・社会・科学への理解 | ④ 健康と運動への理解 |

(2) 専門教育科目

<食物栄養学科>

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 管理栄養士基本科目 | ⑤ 食と健康分野 |
| ② 専門基礎科目 | ⑥ 食品産業・流通分野 |
| ③ 福祉分野 | ⑦ 卒業研究 |
| ④ 実践栄養分野 | ⑧ 教職に関する専門教育科目 |

<食環境データサイエンス学科>

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 食と健康科目 | ③ 食環境マネジメント科目 |
| ② データサイエンス科目 | ④ 卒業研究 |

【リハビリテーション学部】

(1) 基礎教養科目

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 本学教育への理解 | ③ 人間と科学への理解 |
| ② 人間と文化・社会への理解 | ④ 語学と国際社会への理解 |

(2) 専門基礎科目

- ① 人体の構造と機能及び心身の発達
- ② 疾病と障害の成り立ち及び回復の過程の促進
- ③ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

(3) 専門教育科目

<理学療法学科>

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 基礎理学療法学 | ⑤ 地域理学療法学 |
| ② 理学療法管理学 | ⑥ 臨床実習 |
| ③ 理学療法評価学 | ⑦ 資格取得に関する科目 |
| ④ 理学療法治療学 | |

<作業療法学科>

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 基礎作業療法学 | ⑤ 地域作業療法学 |
| ② 作業療法管理学 | ⑥ 臨床実習 |
| ③ 作業療法評価学 | ⑦ 資格取得に関する科目 |
| ④ 作業療法治療学 | |

【こども教育学部】

- (1) 基礎教養科目
- | | |
|-----------|-------|
| ①本学教育への理解 | ③人文科学 |
| ②社会科学 | ④自然科学 |
- (2) 専門教育科目（教職：一部保育士資格含む）
- ①領域（教科）に関する専門的事項・特別支援教育の基礎理論に関する科目
 - ②保育内容（各教科）の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
 - ③特別支援教育領域に関する科目
 - ④教育の基礎的理解に関する科目
 - ⑤道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 - ⑥教育実践に関する科目
 - ⑦大学が独自に開設する専門教育科目
 - ⑧免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
- (3) 専門教育科目（保育士資格）
- ①保育の本質・目的に関する科目
 - ②保育の対象の理解に関する科目
 - ③保育の内容・方法に関する科目
 - ④保育実習
- (4) ゼミナール

2. 履修方法

第2条 本学卒業の資格を得るためには、4年以上在学し、124単位以上を取得しなければならない。

第3条 履修の方法は、次の基準による。

【食物栄養学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門教育科目 100 単位以上取得しなければならない。
- (2) 食物栄養学科で栄養士の資格および管理栄養士の国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則および管理栄養士学校指定規則に規定する単位を取得しなければならない。

【リハビリテーション学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門基礎科目および専門科目 104 単位もしくは 108 単位以上取得しなければならない。
- (2) 理学療法士または作業療法士の国家試験受験資格を得ようとする者は、理学療法士及び作業療法士法、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に規定する単位を取得しなければならない。

【こども教育学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門教育科目 100 単位以上取得しなければならない。
- (2) 幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則並びに児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 2（第 1 項第 3 号）に規定する単位を取得しなければならない。

第 4 条 単位の計算は次の基準による。

- (1) 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験・実習および実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

第 5 条 各年次の学生が履修する授業科目および単位数は別表の履修単位表のとおりである。履修する授業科目の選択にあたっては、履修単位表に指示する履修の順序に従わなければならない。

2 授業科目の履修制限を以下のとおり定める。

【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 履修指導において、「基礎化学」の履修を義務付けられた者は、「基礎化学」の単位を取得していなければ、「化学」を履修できない。
2. 履修指導において、「基礎生物学」の履修を義務付けられた者は、「基礎生物学」の単位を取得していなければ、「生化学Ⅰ」を履修できない。
3. 別途定める臨地実習科目を履修するために必要な単位を取得していなければ、臨地実習科目を履修できない。

【食物栄養学部 食環境データサイエンス学科】

1. 「キャリアガイダンスⅠ」「キャリアガイダンスⅡ」の単位を取得していなければ、「キャリアガイダンスⅢ」および「キャリアガイダンスⅣ」を履修できない。
2. 専門教育科目において、科目名に「基礎」が付く下記の基礎科目の単位を取得していなければ、関連する科目を履修できない。

「微積分学基礎」（「データサイエンスのための微積分学」の履修に必要）

「確率統計学基礎」（「データサイエンスのための確率統計学」の履修に必要）

「プログラミング基礎」(「プログラミング演習」の履修に必要)

「データサイエンス基礎演習」(「データサイエンス実践演習」の履修に必要)

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」および「臨床実習Ⅴ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」および「臨床実習Ⅴ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

【こども教育学部 こども教育学科】

1. 「教育原理」、「教職概論」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」、「幼児の理解と教育相談」あるいは「こどもの理解と教育相談」、「保育原理」、「こども家庭福祉」を修得していなければ、「教育実習」または「保育実習」を履修できない。
2. 「小学校教育実習」及び「小学校教育実習事前・事後指導」を修得していなければ、「特別支援学校教育実習」及び「特別支援学校教育実習・事前事後指導」を履修できない。
3. 「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を修得していなければ、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を履修できない。

3. 受 講

第6条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に基礎教養科目、専門教育科目または専門基礎科目、専門科目について希望の授業科目を選択して履修登録を行い(原則 UNIPA を利用)、教務課に提出し、授業担当者および学長の承認を得なければならない。ただし、選択の範囲は時間割、その他の都合によって制限されることがある。

なお、選択した選択科目を中止(変更)するときは、授業担当者を通じて学長に願い出なければならない。

ただし、科目変更は受講指導期間内に限る。

- 2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。ただし、次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。
 - (1) 教職に関する専門教育科目
 - (2) 学長が認めた科目
- 3 前項の規定にかかわらず、次の者は教務部長の許可を得て、登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

- (1) 所定の単位を優れた成績をもって取得した者
- (2) 相当な理由により、学長がとくに認めた者

第7条 選択科目は年度によって開講しないことがある。開講した授業科目でも、受講者数が10名に満たない場合には、開講を取り止めることがある。

第8条 各授業科目は、その内容、教室の都合によって受講人員を制限することがある。

4. 進級制度

第9条 進級制度を以下のとおり定める。

【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ① 「キャリアガイダンスⅡ」の単位を取得すること。
 - ② 2年次までに開講されるすべての卒業必修の実験・実習科目の単位を取得すること（集中で実施されるものは除く）。
 - ③ 2年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未修得科目が前期あるいは後期で2科目以内かつ通年で3科目以内であること。
 なお、進級できなかった場合、「キャリアガイダンスⅡ」の単位は認定されない（再履修とする）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

3年次までに開講されるすべての卒業必修科目の単位を取得すること（集中で実施される実験・実習、「臨地実習Ⅲ」は除く）。

編入生で時間の都合上やむを得ず履修できないと認められる科目については、この限りではない。

なお、進級できなかった場合、「キャリアデザイン」の単位は認定されない（再履修とする）。

【食物栄養学部 食環境データサイエンス学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ① 「キャリアガイダンスⅠ」「キャリアガイダンスⅡ」「キャリアガイダンスⅢ」「キャリアガイダンスⅣ」の単位を取得していること。
 - ② 2年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未取得科目が前期2科目以内かつ後期2科目以内であること。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ① 「データサイエンス基礎演習」「データサイエンス実践演習」の単位を取得していること。
 - ② 3年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未取得科目が前期2科目以内であること（後期開講科目はすべて単位取得済みであること）。

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 2年次までに開講される卒業必修科目をすべて修得すること（ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学Ⅱ」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得すること。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - 2年次までに開講される卒業必修科目をすべて修得すること（ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学Ⅱ」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - 3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得すること。

【こども教育学部 こども教育学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ① 2年次学年末において取得単位総数が62単位以上であること。
 - ② 2年次までに開講される「教育原理」、「教職概論」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」、「幼児の理解と教育相談」または「こどもの理解と教育相談」のいずれか、「保育原理」、「こども家庭福祉」の単位（計7科目）を取得していること。
2. 4年に進級するには「ゼミナールⅠ・Ⅱ」の単位を取得していること。

5. 科目等履修生

- 第10条 学則第66条により科目等履修生として受講を希望する者は、所定の「科目等履修生願書」に履歴書、最終学校卒業証明書および健康診断書を添えて学長に願い出なければならない。
- 2 科目等履修生に対する審議は次の基準による。
 - (1) 正規の学生の学習の妨げのない場合に限る。
 - (2) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者。
 - (3) 身元確実な保証人を有する者。
 - 3 科目等履修生の受講許可は每学期始めに行う。
 - 4 受講の期間は1期または1年とする。
 - 5 科目等履修生は1単位の講義・演習もしくは実習・実技に対して10,000円の受講料を定められた期日までに納めなければならない。
 - 6 この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については教授会の議によるものとする。

6. 特別聴講学生

第 11 条 学則第 67 条により特別聴講学生として受講を希望する者は、所定の「特別聴講履修願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

7. 外国人留学生

第 12 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に対する審議は次の基準による。

- (1) 外国において 12 年の学校教育課程を修了した者。
- (2) 出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者。
- (3) 日本の大学で学ぶのに十分な日本語能力を有する者。
- (4) 本学に入学を志願する者は、次の書類に受験料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 入 学 願 書 | ⑦ 外国人登録済証明書 |
| ② 履 歴 書 | ⑧ 在日の身元保証人保証書 |
| ③ 卒 業 証 明 書 | ⑨ 保証人の身元引受証明 |
| ④ 成 績 証 明 書 | ⑩ 保証人の誓約書 |
| ⑤ 健 康 診 断 書 | ⑪ 保証人保証書 |
| ⑥ 誓 約 書 | ⑫ 学費等の支弁能力を立証する証明書 |

- (5) 選考は、出願書類、学力試験、作文ならびに面接（保証人を含む）の結果を総合して行うものとする。
- (6) 保証人は 1 名とし、日本国に在住し、在学中に一切の連帯責任を負えると本学が認めた者でなければならない。
- (7) 入学後、本人または保証人の責任により、修学上著しい支障を生じたときは、退学を命ずることがある。
- (8) 外国人留学生の定員は別に定める。
- (9) 本規定は外国人科目等履修生にも準用する。

附 則

この改正規定は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規定は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規定は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関する規程

第1条 学則第26条第3項に基づく他の大学等における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

第2条 他の大学等における授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ当該大学等との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の大学等での履修期間中の身分は、当該大学等の定めによる特別聴講学生とし、当該大学等の学則および指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の大学等での修業期間は、本学の在学期間に算入する。

第5条 他の大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する学科の授業科目とする。

2 他の大学等で履修した科目について修得した単位は、教授会で適当と認められたものについて、60単位を限度として設定することができる。

第6条 他の大学等において、授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 学部長の推薦書

第7条 他の大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行う。

第8条 その他の事項については、当該大学等との協議に基づいて、別にこれを定める。

附 則

1 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

入学前の既修得単位の認定に関する規程

第1条 学則第28条第4項に基づく入学前の既修得単位の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 入学前に修得した科目および単位の認定は、当該学生の所属する学科の授業科目とし、合計60単位を超えない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

第3条 入学前の既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書
- (2) 単位修得・成績に関する証明書
- (3) 修得科目の授業内容を示す文書

第4条 入学前の既修得単位の認定は教務委員会が審査し、教授会の議を経て学長が行う。

第5条 入学前の既修得単位の認定の結果については教務課より本人に通知する。

附 則

1 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

九州栄養福祉大学 成績考査規程

1. 総 則

第1条 本学は学則第15条に基づいて、成績考査規程を設ける。

第2条 成績考査については、学則第9条、第10条、第11条、第14条、第24条およびこの成績考査規程の定めるところによる。

2. 単位の認定

(認定方法)

第3条 単位の認定は試験(含む実技試験)、レポート、実習製作(教材)の提出により、合格した者には、その授業科目の所定の単位を与える。

2 通年科目は原則として、各学期の成績を平均して評価を行う。

(単位不分割)

第4条 通年科目の単位の分割は原則として認めない。

(成績評価の基準)

第5条 成績の評価は点数をもってするが、本人および保護者への成績通知には秀・優・良・可・不可の評語をもってする。

評 価	評 価 点	合 否
秀	90 ~ 100	合 格
優	80 ~ 89	
良	70 ~ 79	
可	60 ~ 69	
認 定	—	
不 可	59以下	不 合 格

※1点未満の端数があるときは、四捨五入する。

3. 試 験

(受験資格の喪失)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

1. 欠席時数が授業時数の3分の1以上におよぶ者。
2. 所定の期日までに、授業料、その他納入金および聴講料を完納していないとき。
ただし、やむを得ない事由のあるものは、所定の手続き(授業料その他納入金延期願)により許可を受けなければならない。
3. 受験中に学生証を所持していないとき。
4. 試験開始後20分以上遅刻したとき。

(不正行為者の取扱い)

第7条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その試験科目を無効とする。

なお、その後の処置は教授会において講ずる。

(試験場における心得)

第8条 試験場においては、次の各号を守らなければならない。

1. 試験入場者の棄権は認めない。ただし、急病その他やむを得ないと認められる場合は、監督者は、答案提出を求めて許可することがある。
2. 発言を要する場合は、かならず監督者の許可を得ること。
3. 試験開始後30分を経過しない場合は、退場することができない。
4. 試験場では許可された物以外は、一切所持することができない。
5. 一度提出した答案は、理由の如何にかかわらず返付しない。
6. 試験場では、許可なく物品の貸借をしてはならない。
7. 学生証を机の上に置き、監督者に明示する。なお、追・再試験の場合、学生証の他に受験票を机の上に提示すること。

4. 追試験および再試験

(追試験)

第9条 追試験の実施については、以下のよう定める。

1. 病気その他やむを得ない事由により、受験することができない者は、所定の願書(欠試届・追試験)に医師の診断書または事由証明書を添え、当該試験日より5日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出し、許可を得なければならない。
2. 前号に該当しない事由により受験しなかった場合については、願い出により試験を行うことがある。その場合には再試験扱いとする。
3. 追試験は学期試験終了後1回だけ行う。
4. 追試験の得点は90点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、または緩和することがある。

(再試験)

第10条 再試験の実施については、以下のよう定める。

1. 試験の結果、不合格となった科目については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
2. 再試験の願い出は、成績発表後5日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出しなければならない。
3. 試験にかわるレポートを提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を3日とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは再試験に準ずる。
4. 教材の提出最終日は各学期の終りとする(定期試験期日の最終日より一週間後の日までとする)。提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を3日間とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは再試験に準ずる。
5. 再試験で単位が認定されない場合は、再履修することを原則とする。
6. 再試験の得点は原則として可とする。

(追・再試験の受験料)

第 11 条 追試験および再試験の受験料については、次のように定める。

1. 追試験の受験料は 1 科目について 1,000 円とする。再試験の受験料は 1 科目について 3,000 円とする。ただし、既納の追・再試験受験料は返還しない。
2. 全科目の追試験を受ける者に対しては、教授会の議を経て受験料の総金額について考慮されることがある。
3. 学外実習による追試験料は免除とする。
4. 学校保健安全法第 19 条（出席停止）による追試験料は免除とする。

5. その他

第 12 条 試験の結果、合格点を得た科目は、再履修することができない。

第 13 条 卒業延期者の授業料その他納入金は、卒業の認定された日の属する納付期の分はこれを徴収する。

第 14 条 卒業単位を修得した者で、栄養士免許証取得のための単位を必要とする者は、科目等履修生扱いとする。

附 則

- 1 この改定規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改定規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

GPA制度について

本学では GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 制度を導入しています。GPA は皆さんが自身の成績状況を的確に把握するための指標です。自身の GPA を把握し、無理のない履修計画を立て、主体的に学習に取り組んでください。

1. GPAの算出方法

(1) 各科目の GP

各科目の GP (グレード・ポイント) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$GP = \frac{100 \text{ 点法による評点} - 55}{10}$$

上記の計算式により、各科目の GP が以下のように求まる。

評点	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	—
評価	秀	優	良	可	不可、失格	認定
GP	4.5～3.5	3.4～2.5	2.4～1.5	1.4～0.5	0.0	除外

(2) 学期 GPA

各科目の GP と単位数から、学期 GPA (学期に取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{当該学期の【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

(3) 通算 GPA

通算 GPA (入学時から今学期までに取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

2. 表彰や奨学制度への活用

卒業時等における成績優秀者への各種表彰や奨学金に関わる選考にあたり GPA の値を活用する。

3. 再履修・履修取消等における取扱い

(1) 再履修科目

不合格科目を再履修し、合格となった科目は、合格の評価が与えられた学期の学期 GPA および通

算 GPA に算入し、再履修前の不合格評価については、通算 GPA に算入しない。ただし、不合格の評価を与えられた学期の学期 GPA には算入する。

(2) 履修取消等

履修登録をして、学期途中で出席しなくなった科目についても GPA の計算対象となる。履修登録変更期間中に履修取消手続きを行った科目については、GPA の計算対象にならない。

4. GPA の通知

学生に対しては GPA を適宜通知するので、自身の GPA について把握し、学修に役立てるようにすること。

保護者に対しては、各学年の年度末に成績通知を発送する。

5. GPA と学修指導

(1) GPA の値が良好な者

困難な履修計画を防止するため、学期中に履修できる単位数に上限を定める (CAP 制)。ただし、GPA の値が良好な学生については「学修意欲が高い」「余裕がある」と判断して、上限以上の履修を認める場合がある。

(2) GPA の値が不良な者

①GPA の値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行う。とくに指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行うこともある。

②学期 GPA が 3 学期連続して 1.00 未満の学生には学長が指導および進路変更を促す。ただし、通算 GPA が 1.00 以上の場合と①の指導がなされていない場合は、この対象とはしない。